

令和2年度男女共同参画推進人材育成協働事業委託実施要領

1 目的

男女共同参画を推進する人材育成を図るため、第4次鳥取県男女共同参画計画を踏まえながら、民間の発想、専門性、経験を活かした多様な人材育成事業を県内で活動する県民の団体・グループから募集し、先駆的な企画を提案した団体に委託実施する。

2 事業内容

公募講座として次のとおり実施する。

①テーマ 男女共同参画を推進するための人材育成に関する次のいずれかの内容

A 男女が共に活躍できる環境づくり
<ul style="list-style-type: none">・ワークライフバランスや男女がともに能力を発揮できる職場環境づくりを推進するなど働く場における女性活躍を推進するもの・地域における意思決定の場や地域防災、消防活動への女性参画など地域・社会活動における女性活躍を推進するもの
B 安全・安心に暮らせる社会づくり
<ul style="list-style-type: none">・次世代への貧困連鎖対策や性的マイノリティへの理解など誰もが安心して暮らせる環境整備を推進するもの・デートDV対策や相談体制の充実など男女間におけるあらゆる暴力の根絶を推進するもの・学校教育における男女共同参画の教育・学習の推進など未来の人材育成を推進するもの

②募集数（委託数） 4事業（4団体）

③委託団体 「3受託対象者の要件」のとおりとする。

④委託金額 1事業当たり20万円以内

⑤委託期間 委託契約の日から令和3年3月31日までの間で、業務実施に必要な期間とする。

3 委託対象者の要件

本事業の企画運営を推進することができ、次の各号の全てを満たす県内で活動する団体、グループ、企業等とし、法人格の有無は問わない。また、複数の団体等と共同して応募することもできる。

- (1) 継続して自律的に活動する団体として一年以上の活動実績があり、事業実施体制が整っていること。
- (2) 構成員5人以上で組織する団体で、団体事務局又は活動のための事務所が県内に所在すること。
- (3) 団体規約、会則、定款等を有していること。
- (4) 事業実施にあたり、必要な範囲においてセンターとの打ち合わせに参加でき、連絡調整がスムーズに取れる体制を持つ団体であること。
- (5) 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。

4 公募講座の応募方法

(1) 提出書類 「男女共同参画推進人材育成協働事業 企画提案書」1部（指定様式）

(2) 提出方法 郵送、持参、ファクシミリまたはメール

(3) 提出期限 令和2年10月31日（土）

※提案があったものから順次審査するものとし、期限までに提案がない場合は、最大、令和2年12月27日（日）まで延長する。

(4) 提出場所 鳥取県男女共同参画センターよりん彩（倉吉市駄経寺町212-5）

(5) その他

- ア 企画提案書作成に必要な費用、センターとの打ち合わせに必要な経費については、各提出者の負担とする。
- イ 提出のあった企画提案書については返還しない。

5 公募講座の選定方法

(1) 審査・選定方法

センター運営協議会委員等民間有識者及びセンター所長で構成する選定委員会が審査を行い決定する。

なお、審査にあたって、法令等に違反するものや県が行う事業として不適切な企画は、審査前に不採用とする。

(2) 選定基準

選定委員は、企画提案書に基づいて次の点を総合的に評価・選定する。

- ア 事業目的は適格か
- イ 事業内容は的格か
- ウ 事業効果が期待できるか
- エ 事業遂行能力があるか

(3) 結果通知

選定の結果は、審査終了後、速やかに通知する。

6 委託手続き

(1) 委託契約

採択された事業は、採択団体とセンターの協議により、具体的実施計画を策定し、内容が確定後、実施主体から事業実施計画書（指定様式）の提出を受けて、委託契約を締結する。

(2) 報告書の提出

受託者は事業終了後、30日以内に事業実施報告書（指定様式）をセンターに提出する。

(3) 委託料の支払い

事業完了検査後の精算払、又は、必要に応じて概算払とする。

(4) 事業実施に伴う収入

当該委託事業の実施に伴って発生した収入がある場合、事業費から当該収入を差し引いた額を上回る委託料は交付しないものとし、支払い済みの委託料がある場合は返還することとする。

(5) 委託事業の対象経費

対象経費 (事業の実施に直接必要となる経費)	対象外経費 (事業の実施に直接必要とみなされない経費)
<ul style="list-style-type: none">・講師謝金・講師旅費・会場使用料・ポスター・チラシ・成果報告書等の印刷製本費・消耗品費※・通信運搬費※・人件費・交通費※・託児料 など <p>※印の経費（事務的経費）については、参加者50人以上で18,000円、50人未満で14,000円を上限とします。</p>	<ul style="list-style-type: none">・企画提案書作成に要する経費・審査に要する経費・センターとの打ち合わせに要する経費・団体等の運営や維持のための経常的な経費（パソコン等の備品購入費等）・講師への土産代・スタッフの食糧費・<u>事業参加者が消費する原材料費等</u>※など <p>※参加者の飲食代及びその原材料費、参加者が成果物を持ち帰ることができる場合の材料費等を含む。</p>

7 センターとの役割分担

受託団体	センター
<ul style="list-style-type: none">○企画○講師との打ち合わせ等具体的準備○チラシ・ポスター、当日資料等作成、印刷○会計○当日の準備・進行・運営・記録○アンケート及びアンケート集約○報告書作成○その他セミナー実施に必要な業務	<ul style="list-style-type: none">○企画への助言○事業実施に必要な情報の提供○その他センター所長が必要と認める支援
[共通・連携業務]	
<ul style="list-style-type: none">○広報○参加者募集	

8 事業の成果

(1) 成果の取り扱い

報告書に関する著作権は鳥取県に帰属するものとする。ただし、実施団体が自ら利用することは自由とする。

(2) 成果の発表等

報告の内容について、センターのホームページ等への掲載及びセンター事業への協力や成果発表等を依頼することがある。

9 附則

この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

この要領は令和2年4月1日から施行する。

この要領は令和2年9月1日から施行する。